2020年6月

桐蔭会支部会則の作成について

桐蔭学園同窓会　桐蔭会　会長　田中實

桐蔭会支部は、桐蔭学園の名称を冠して卒業生の交流を促進する組織として活動することから、活動が透明性をもって公正に保たれるよう、桐蔭会支部会則の一般的な構成を作成いたしました。

透明性及び公正性を担保するためには、

（１） 会則、規約が作成されていること

（２） 会則、規約に基づいて、実際に運営されていること

が重要であることから、桐蔭会支部の設立及び運営において、桐蔭会支部会則の構成例をお役立てください。

桐蔭会支部会則の一般的な構成（例）

第１章 総則

桐蔭会支部の名称・所在地、目的、事業（活動内容）などを記載します。

第２章 会員

会員資格、入会方法、入会金・会費、退会、権利・義務等を記載します。

第３章 役員等（組織）

役員や事務局など組織構成を記載します。

第４章 総会（会議）

総会を最高の意思決定機関と定めた場合は、総会に関する規定を記載します。

第５章とまとめ、「会議」とする場合もあります。

第５章 役員会（会議）

役員会、その他の意思決定機関、運営機関の定めを記載します。代表者は桐蔭会との相互連絡が可能な方とし、必ずしも会長である必要はありません。

第６章 会計（資産および会計）

会計年度、会計方法、資産管理方法など記載します。

第７章 会則の変更（会則の変更および解散）

規約の変更方法や団体の解散方法など記載します。

第８章 附則

その他の付帯的な事項